

## 金沢市告示第290号

令和6年告示第16号（富山県及び石川県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日については、住所又は居所（納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）。以下同じ。）が1の表に掲げる地域にある者に係る2の表に掲げる期限のうち、令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、同月31日とします。

なお、地方税法（昭和25年法律第226号）又は金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）に基づく申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限（同表に掲げる期限に限る。）のうち、住所又は居所が1の表に掲げる地域にある者に係る期限で、同日以後に到来するものについては、期限の延長は行いません。

令和7年10月1日

金沢市長 村山 韶

### 1 地域

都道府県名	地域
石川県	輪島市 珠洲市 凤珠郡穴水町 凤珠郡能登町

### 2 対象となる申告等の期限

個人の市民税の申告等の期限（普通徴収に係る納付及び給与所得に係る特別徴収税額の納入に関する期限を除く。）
固定資産税及び都市計画税の申告等の期限（納付に関する期限を除く。）
軽自動車税の種別割の申告等の期限（納付に関する期限を除く。）
法人市民税の申告等の期限
事業所税の申告等の期限
申告等の期限（個人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税の種別割、市たばこ税、入湯税、宿泊税、法人市民税並びに事業所税の申告等の期限を除く。）